

議第98号、議第99号及び議第100号（呉市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の制定についてほか2議案）

機能別団員制度について

1 制度の概要

機能別団員制度は、従来の消防団員（以下「基本団員」といいます。）と同等の活動ができない人が、それぞれの能力や事情に応じ、入団時に市町村が定めた特定の活動・役割にのみ参加する制度で、機能別団員は、恒常的な活動をする基本団員とは違い、活動内容を限定した消防団員です。

2 制度導入の目的

消防団活動を補完し、地域防災の一層の充実を図ることを目的としています。

機能別団員制度を導入することにより、平日の日中に災害対応ができる消防団員を補い、今後も発生が予想される大規模災害時の要員を確保するなど、現場で不足する消防力を補完します。

3 任務

機能別団員は、次に掲げる任務に従事します。

- (1) 平日の日中における災害対応
- (2) 大規模災害時における災害防ぎょ活動及び災害警戒活動

※基本団員が従事すべき、災害対応（24時間365日）、月例訓練（月1回）、出初式・総合防災訓練への参加、年末特別警戒・地域活動への参加等については任務としません。

4 定員

機能別団員の定員は、100人とします。

5 処遇等

- (1) 年額報酬は、12,000円とします。

同一の消防団における基本団員の任務内容との均衡を図るため、基本団員の年額報酬36,000円の3分の1とします。

- (2) 災害出動等に伴う費用弁償（令和4年4月1日以降は報酬）は、基本団員と同様とします。
- (3) 公務災害補償については、呉市消防団員等公務災害補償条例（昭和39年呉市条例第51号）が適用されます。
- (4) 退職報償金は支給しません。

呉市消防団

基本団員

活動内容

- ★全ての消防団活動を行う。
- ・建物火災・林野火災・台風等の災害対応(24時間365日)
- ・月例点検, 地区隊訓練, 方面隊訓練等各種訓練
- ・呉市消防出初式・呉市総合防災訓練等への参加
- ・呉みなと祭りや消防フェスタにおける広報活動
- ・夜間年末特別警戒・各地域での消防団としての参加等

困難

仕事や家庭の関係で基本団員のよう
に消防団活動はできないが, 5年以上
消防職員・団員を経験したOBで自分の
知識や技術を生かして地域に貢献した
いと思っている人など

特定の活動・役割で
入団できる制度

機能別団員

補完

活動内容

- ★多種多様化する消防団活動において特定の活動・役割を行い, 基本団員の活動を補完する。
- ・平日の日中における災害対応
- ・大規模災害時における災害防ぎょ活動及び災害警戒活動